

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)

(共同参画社会推進課)

一

○飼料試験結果の公表

(畜産課)

二

○港湾計画の変更の概要

(港湾課)

四

○都市計画変更案の縦覧

(都市計画課)

五

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(税務課)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁生涯学習課)

五

人事委員会

○人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

七

○人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

八

公安委員会

○指定自動車教習所の指定の解除

一〇

○運転免許取得者教育の認定の取消し

一〇

正 誤

○宮城県公報第五一九八号中

一〇

告 示

○宮城県告示第九十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 福祉・医療情報ネット

一 代表者の氏名 永野 芳範

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区大町二丁目十二番十三・五〇八号

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者、要支援者に医療や介護を提供する施設

や団体に対して、高齢者、障害者、要支援者の立場にたつた日常生活の支援や精神面でのサポートに関する事業を行い、みんなが対等な関係で、老いても安心して生きることのできる福祉社会の実現に つとめ、不特定多数の者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十二月三日

○宮城県告示第九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 東北の造形作家を支援する会

一 代表者の氏名 藤原 久美子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区愛子中央三丁目十四番二号

三 定款に記載された目的 この法人は、東北に縁のある芸術家の創作活動及び発表活動を支援することを通じ、地域社会に対して、芸術をより身近なものにし、地域社会の芸術文化向上及び経済産業の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十二月七日

○宮城県告示第九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

有株式会社東北E M流 通センター 大崎市	同左	米ぬか発酵飼料	元気がカシ ぬくぬく君	H21.10	動物性飼料 - 動物由来たん白質	無
-----------------------------	----	---------	-------------	--------	------------------	---

栄養成分に関する検査
平成21年10月収去

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容			
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	りん %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 塩基性 窒素 %		水溶性 窒素 %	ペクチ ン消化 率 %	TDN %
北日本くみあい飼料 株式会社 石巻市	同左	和牛繁殖宮姫	H21.10	15.52	2.85	0.947	0.811	6.72	7.25					無
		たまご工房	H21.10	17.49	4.58	3.917	0.552	2.70	12.77					無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

○宮城県告示第九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、石巻港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十一年十一月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 港湾計画の変更の概要

1 外郭施設計画

(一) 変更する施設

地区名	変 更 計 画			既 定 計 画		
	種 別	名 称	延長(メートル)	種 別	名 称	延長(メートル)
雲雀野	防波堤	南防波堤	二、五三〇	防波堤	南防波堤	二、六三〇

(二) 撤去する施設

地区名	種 別	名 称	延長(メートル)
雲雀野	防波堤	防波堤(波除)	一八〇

2 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

変更する施設

外郭施設

地区名	変 更 計 画			既 定 計 画		
	種 別	名 称	延長(メートル)	種 別	名 称	延長(メートル)
雲雀野	防波堤	南防波堤	二、五三〇	防波堤	南防波堤	二、六三〇

3 船舶の物資補給等への対応

新たに追加する施設

物資補給等のための施設

釜地区	岸壁	四・五	五	三八〇	作業船等 旅客船用
地区名	種別	水深(メートル)	バース数	延長(メートル)	用途

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

宮城県土木部港湾課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

宮城県石巻港湾事務所(石巻市中島町十七番二号)

○宮城県告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鷺沢都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 鷺沢都市計画公園

2 名称 四・五・一 金田森公園

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 都市計画を廃止しようとする土地の区域

栗原市鷺沢南郷字五輪原、同字大竹及び同字原の一部

四 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)及び栗原市役所(都市計画課)

五 縦覧期間

平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年一月十二日まで

六 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)を記載すること。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十一年十二月二十二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 エルタックス二次開発等の導入に伴うシステム修正業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十一年十二月十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番二号

五 契約金額 五千五百六十九万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十一年十二月二十二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項
1 調達案件の名称及び数量 宮城県図書館で使用する電気 年間約百八十五万四千四百キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項により一般電気事業者の許可を受けている者、又は同法第十六条の二第一項により特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

10 入札に参加を希望する者は、9に掲げる事項を証する書類を平成二十二年一月二十日（水）午後五時までに三の1の場所に提出するとともに、開札時までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年一月二十日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所 入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇・八四三三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

宮城県教育庁生涯学習課管理調整班（担当 吉田 寛之 電話〇二二・二二一・三六五一）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十二年一月二十日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十二年一月十九日（火）までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年一月二十日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

平成二十二年二月八日（月）午後五時まで（郵便により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書

留郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時
まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十二年二月九日(火)午前十時 宮城県庁舎十六階教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured: Electric power to be used at the Miyagi Library buildings (estimated annual usage of 1,854,400 kWh)

2 Period of Contract: April 1, 2010 to March 31, 2013

3 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : February 9, 2010, 10 : 00 a.m. Miyagi

Prefectural Government Office building, 16th Floor, Board of Education Secretariat Meeting Room

4 Deadline to Submit Bid (by mail) : February 8, 2010, 5 : 00 p.m.

5 Contact person : Hiroyuki Yoshida, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3651

人事委員会

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・十六・三十七

人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・十六(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

第二条中「得た額とし、その」を「得た額(その)に」とする。を「とす」に改め、同条ただし書中「(短時間勤務職員及び育児見短時間勤務職員等)について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改める。

別表第一 特別支援学校(市町村立の特別支援学校を含む。)の項中

(1) 教育に直接従事することを本務とする職員	二
(2) (1)に掲げる職員以外の職員に限る。	一

を「教育に直接従事することを本務とする職員」とする職員

に改め、県立の中学校並びに市町村立の小学校及び中学校の項中

二	を	一・五
---	---	-----

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の規則七・十六(以下「改正後の規則」という。)第一条の規定にかかわらず、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十二年十二月三十一日までの間において、附則別表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所勤務する同表の職員欄に掲げる職員の職を占める者(施行日の前日から引き続き当該職員の職を占める者に限る。)にあつては、当該職員の職を同条に規定する給料の調整を行う職とみなして、当該職員の職を占める者に対し、改正後の規則第二条に規定する調整基本額にその者に係る附則別表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(短時間勤務職員にあつてはその額に学校職員勤務時間条例第三条第三項及び第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額×その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額(規則七・十六・二十八附則第二項の規定により支給される給料の調整額を含む。)として支給する。

附則別表

勤務箇所	職 員	調整数
特別支援学校(市町村立の特別支援学校を含む。)	教育に直接従事することを本務とする職員以外の職員(医療職に限る。)	〇・五

人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

〇人事委員会規則七・七十八・十三

人事委員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委

員会規則七・七十八(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表の適用を受ける者(第三条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級				2 級				特2級				3 級				4 級				
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
	1から4まで	2,900円	3,100円	5,000円	6,200円	9,900円																
	5から8まで	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100																
	9から12まで	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400																
	13から16まで	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600																
	17から20まで	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800																
	21から24まで	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000																
	25から28まで	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200																
	29から32まで	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300																
	33から36まで	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500																
	37から40まで	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700																
	41から44まで	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700																
	45から48まで	4,600	5,400	8,200	9,000																	
	49から52まで	4,800	5,600	8,400	9,200																	
	53から56まで	4,900	6,000	8,600	9,400																	
	57から60まで	5,100	6,300	8,800	9,700																	
	61から64まで	5,300	6,500	9,000	9,900																	
	65から68まで	5,400	6,900	9,300	10,100																	
	69から72まで	5,600	7,200	9,400	10,200																	
	73から76まで	5,700	7,500	9,600	10,400																	
	77から80まで	5,900	7,700	9,800	10,600																	
	81から84まで	6,000	7,900	10,000	10,700																	
	85から88まで	6,100	8,100	10,100	10,800																	
	89から92まで	6,300	8,300	10,200	10,900																	
	93から96まで	6,400	8,500	10,300	11,100																	
	97から100まで	6,500	8,700	10,500																		

在職外職員の職

101から104まで	6,600	8,900	10,500		
105から108まで	6,700	9,100	10,600		
109から112まで	6,700	9,300	10,700		
113から116まで	6,800	9,400			
117から120まで	6,900	9,600			
121から124まで	6,900	9,700			
125から128まで	7,000	9,800			
129から132まで		10,000			
133から136まで		10,100			
137から140まで		10,200			
141から144まで		10,200			
145から148まで		10,300			
149から152まで		10,400			
153から156まで		10,500			
157から160まで		10,700			
161		10,700			
再任用職員等	4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

別表第二 教育職給料表(イ)の適用を受ける者(第三条関係)

職員の区分	職務の級				
	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
1から4まで	2,900円	3,600円	5,000円	7,400円	9,900円
5から8まで	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
9から12まで	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
13から16まで	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
17から20まで	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
21から24まで	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
25から28まで	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
29から32まで	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300

再任用職員等以外の職員

33から36まで	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
37から40まで	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
41から44まで	4,500	6,000	8,000	9,700	
45から48まで	4,600	6,300	8,200	9,900	
49から52まで	4,800	6,500	8,400	10,100	
53から56まで	4,900	6,900	8,600	10,200	
57から60まで	5,100	7,200	8,800	10,400	
61から64まで	5,300	7,500	9,000	10,600	
65から68まで	5,400	7,700	9,300	10,700	
69から72まで	5,600	7,900	9,400	10,800	
73から76まで	5,700	8,100	9,600	10,900	
77から80まで	5,900	8,300	9,800	11,100	
81から84まで	6,000	8,500	10,000		
85から88まで	6,100	8,700	10,100		
89から92まで	6,300	8,900	10,200		
93から96まで	6,400	9,100	10,300		
97から100まで	6,500	9,300	10,500		
101から104まで	6,600	9,400	10,500		
105から108まで	6,700	9,600	10,600		
109から112まで	6,700	9,700	10,700		
113から116まで	6,800	9,800			
117から120まで	6,900	10,000			
121から124まで	6,900	10,100			
125から128まで	7,000	10,200			
129から132まで	7,100	10,200			
133から136まで	7,200	10,300			
137から140まで	7,200	10,400			
141から144まで	7,300	10,500			
145から148まで	7,400	10,700			
149から152まで	7,500	10,700			

再任用職員等	153	7,500	4,600	5,600	6,500	7,400	9,400
--------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

表 面
 上の表は、平成二十二年一月一日から施行される

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第212号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定に基づき指定していた、次の指定自動車教習所の指定を解除した。

平成21年12月22日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 名称等

名称及び住所並びに代表者の氏名	指定番号	指定していた免許の種類	指定を解除した年月日
金成自動車学校 栗原市金成有馬字有壁大日前 81-1 英治郎	第49号	普通自動車免許	平成21年 12月3日

2 指定を解除した理由

自動車教習所の閉所による。

○宮城県公安委員会告示第213号

次の者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項第1号に適合しなくなったため、同条第5項の規定により運転免許取得者教育の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定により告示する。

平成21年12月22日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

名称及び住所並びに代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地	取り消した教育の課程	認定を取り消した年月日
金成自動車学校 栗原市金成有馬字有壁大日前81	金成自動車学校	運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条	平成21年

1 南 英治郎	栗原市金成有馬字有壁大日前81-1	第1号から第4号及び第6号、第8号の教育課程	12月3日
---------	-------------------	------------------------	-------

正 誤

○宮城県公報第五一九八号（昭和三十九年十二月四日付）中

ページ	段	行	正	誤
三	上	四	六十八の三（次の図に示す部分に限る。）	六十八の三